

## 8 第55条の2《新事業開拓事業者投資損失準備金》関係

### 【制度の概要】

この制度は、青色申告法人で、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けた投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約を締結しているもののうち、積立期間内にその投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をしたものが、その認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画に従って取得をしたその投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式を積立期間内に終了する各事業年度において有している場合において、その株式の価格の低落による損失に備えるため、適用事業年度終了の時に有する株式のその適用事業年度終了の日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間終了の時における帳簿価額の合計額の80%以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができるというものである。また、この準備金は、その積み立てた事業年度の翌事業年度にその積立額の全額を取り崩して益金算入することとされている。

なお、連結納税制度においても同様の規定が定められている。

**【新設】(新事業開拓事業者投資損失準備金に係る組合事業の帰属損益額の経理の方法)**

**55の2-1** 措置法第55条の2第1項の規定の適用対象となる新事業開拓事業者の株式を有する法人が、同項に規定する投資事業有限責任組合に係る組合事業(当該投資事業有限責任組合において営まれる事業をいう。)の帰属損益額(基本通達14-1-1の2の「帰属損益額」をいう。)について、基本通達14-1-2(2)又は(3)の方法により各事業年度の益金の額又は損金の額に算入する金額を計算している場合であっても、措置法規則第21条の2第4項に規定する書類を当該事業年度の確定申告書に添付するとともに、例えば、当該法人の財務諸表の注記等において当該新事業開拓事業者の株式の帳簿価額を投資事業有限責任組合ごとに区分して記載するなど財務諸表に新事業開拓事業者の株式を有していることを表示し、かつ、当該事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五(一)の「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」に当該新事業開拓事業者の株式の帳簿価額を記載しているときには、当該新事業開拓事業者の株式を対象として措置法第55条の2第1項の規定を適用することができる。

**【解説】**

- 1 本制度は、投資事業有限責任組合を通じて新事業開拓事業者の株式を有する法人について、毎事業年度の末日現在における当該株式の帳簿価額の一定額を限度として準備金の積み立てが認められるものであり、ベンチャー企業への投資促進に対するインセンティブ措置として設けられたものである。
- 2 法人が組合員となっている組合事業に係る帰属損益額(当該組合事業に係る利益金額又は損失金額のうち分配割合に応じて利益の分配を受けるべき金額又は損失の負担をすべき金額をいう。以下同じ。)は、税務上、原則として、組合事業の資産、負債、収益及び費用の全てについて自己の分配割合により計算される額を自己の資産、負債、収益及び費用として記載する方法(総額方式)により計算することとしており、また、多額の減価償却費を前倒しで計上するなどの課税上の弊害がない限り、継続適用を条件に、組合事業の収入金額、原価の額及び費用の額並びに損失の額を自己の分配割合に応じて自己の帰属損益額とする方法(中間方式)や、組合事業について計算される利益の額又は損失の額を自己の分配割合に応じて自己の帰属損益額とする方法(純額方式)を採用することも認めている(基通14-1-1、14-1-2)。そして、この総額方式を採用している場合には、法人が組合事業の資産・負債を自己の分配割合により資産・負債と認識していることから、その帰属損益額の計算上、資産を基準として計算される準備金の積立ての規定の適用を認めている一方、この中間方式や純額方式を採用する場合においては、法人が組合事業の資産・負債を自己の分配割合により資産・負債と認識しているとはいえないことから、準備金の積立ての規定の適用はないものとしている(基通14-1-2)。  
このことからすれば、新事業開拓事業者の株式を有する法人が投資事業有限責任組合に係る組合事業の帰属損益額を中間方式又は純額方式により計算している場合には、本制度の準備金の積立ては適用できないのではないかと考えられる。
- 3 ところで、本制度の適用を受ける場合には、確定申告書に次の書類を添付しなければならないこととされている(措令32の3⑤、措規21の2④)。  
イ この制度の適用を受ける事業年度終了の日における法人が締結しているその適用に係

る投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し

ロ 適用事業年度直前計算期間に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 26 年経済産業省令第 1 号）第 66 条第 1 項《実施状況の報告》の規定による報告書（実施状況報告書等）の写し

ハ 適用事業年度直前計算期間終了の時におけるその組合財産である各新事業開拓事業者の株式に係る各新事業開拓事業者の名称並びに各新事業開拓事業者ごとに区分をした株式の数及び帳簿価額など、その投資事業有限責任組合の一定の事項を記載した書類

これは、この制度の適用対象となる株式（適用対象株式）が、投資事業有限責任組合を通じて法人が取得した新事業開拓事業者の株式であることから、準備金の積立限度額の計算が適正であるかについて適用対象株式の帳簿価額を把握する必要性から設けられたものである。

これにより、適用事業年度直前計算期間に係る組合事業の新事業開拓事業者の株式に係る自己の帳簿価額について確認できることとなるため、財務諸表上、法人が組合事業の資産である新事業開拓事業者の株式を有すると認識していることが確認できれば、法人税基本通達 14-1-2 の考え方とも整合性が取れ、資産を基準として計算される準備金の積立ての規定の適用を認めてよいのではないかと考えられる。

4 また、投資事業有限責任組合に係る損益の帰属時期については、法人税基本通達 14-1-1 の 2 《任意組合等の組合事業から受ける利益等の帰属の時期》において、一定の条件の下、組合事業の計算期間によることを認めているが、本制度は、事業年度終了の日において法人が適用対象株式を有することが適用要件とされているため、事業年度終了の日における新事業開拓事業者の株式の所有状況についても併せて確認する必要がある。

5 そこで、本通達では、法人が組合事業の帰属損益額について中間方式又は純額方式により計算している場合であっても、次の全てを満たしていれば、法人が事業年度終了の日において組合財産である新事業開拓事業者の株式を自己の分配割合により自己の資産と認識していることが確認できるため、本制度の適用を認めることとしている。

イ 措置法規則第 21 条の 2 第 4 項に規定する書類を確定申告書に添付すること（適用対象株式の帳簿価額の確認）。

ロ 例えば、財務諸表の注記等において当該新事業開拓事業者の株式の帳簿価額を投資事業有限責任組合ごとに区分して記載するなど、財務諸表に新事業開拓事業者の株式を有していることを表示すること（法人が自己の株式として認識していることの確認）。

ハ 税務上の貸借対照表である法人税申告書別表五（一）の「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」にその帳簿価額を記載すること（事業年度終了の日において適用対象株式を有していることの確認）。

④ 中間方式又は純額方式により経理処理を行っている法人が、法人税申告書別表五（一）の「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」に、新事業開拓事業者の株式の帳簿価額を記載するに当たっては、当該株式に対応する負債も同時に計上する必要がある。

6 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 43 の 2-1）を定めている。